計画作成年度	令和6年度
計画主体	東御市

東御市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担 当 部 署 名 東御市産業経済部農林課

所 在 地 長野県東御市県 281 番地 2

電 話 番 号 0268-64-5898

FAX番号 0268-64-5881

 $E-m \ a \ i \ l$ nousei@city.tomi.nagano.jp

- (注) 1. 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画 主体には(代表)と記入する。
 - 2. 被害防止計画の作成にあたっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、カラス、ハクビシン
計画期間	令和6年度~令和8年度
対象地域	長野県東御市(全域)

⁽注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和4年度)

		被	事 の	状	況	
鳥獣の種類			被	害	数	値
	品目	被害	金額(千円	円)	被害	手面積 (ha)
	水稲		245			0.20
イノシシ	いも類 果 樹		180 73			$\begin{array}{c} 0.25 \\ 0.22 \end{array}$
1 / 2 2	野菜		124			$0.22 \\ 0.27$
	計		622			0.94
	水 稲 豆 類		420 48			0.31 0.54
	果樹		250			0.81
ニホンジカ	飼料作物		7			0.75
	野菜		97			1.10
	計		822			3.51
	果樹		8,513			30.06
カラス	野菜		85			1.46
	計		8,598			31.52
ハクビシン	果樹		2,471			11.81
	野菜		1,013			6.77
	計		3,484			18.58
アオサギ	その他		82			_
	計		82		ا ماد	_

⁽注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2)被害の傾向

〇イノシシ

- ・越後、日光、三国山麓に生息しており、特に中山間地域を中心に畑の掘り起こしや田の掘り起こしや路み荒らしの被害が発生している。
- ・豚熱の影響もあり、被害や捕獲ともに減少傾向であったが、令和4年度から再び捕獲数 が増加しているため被害の増加が予想される。
- ○ニホンジカ
- ・東御市全域に生息している。被害は中山間地域付近での被害が多く、水稲の踏み荒らし、 豆類や果樹、野菜の新芽や果実への食害が発生している。また、捕獲数が増加しており、 被害は横ばい傾向。
- ○カラス
- ・東御市の広い地域で被害が報告されており、収穫期の果樹(ぶどう、もも、りんご)や 食害、野菜への食害や定植苗の引き抜きが報告されている。
- ○ハクビシン

² 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

- ・東御市全域に生息しており、平野部での畑や果樹への被害が多い。近年は市街地付近へ の出没も増加しており、農作物被害のみでなく家屋の屋根裏に棲みつき、生活環境被害 も及ぼしている。
- ○アオサギ・カワウ
- ・千曲川流域に生息しており、河川流域を群れで移動し、川魚に対しての食害が報告されている。 駆除が難しいことが課題となっている。
- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等に ついて記入する。
 - 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和8年度)
被害面積(ha)		
イノシシ	0.94 ha	0.85 ha
ニホンジカ	3.51 ha	3.16 ha
カラス	31.52 ha	28.37 ha
ハクビシン	18.58 ha	16.72 ha
被害金額 (千円)		
イノシシ	622 千円	560 千円
ニホンジカ	822 千円	522 千円
カラス	8,598 千円	7,738 千円
ハクビシン	3,484 千円	3,136 千円
アオサギ	82 千円	74 千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 - 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	再して ご 12 1次 古 10 工 20 東		
	従来講じてきた被害防止対策	課題	
捕獲等に関する	 ・捕獲体制の整備について、行政、農協などの営農者団体(被害者)、捕獲団体(猟友会)等からなる有害鳥獣対策協議会(以下「協議会」という。)の設置及び連携。 ・銃器、檻、わなによる捕獲を猟友会へ委託。 ・安全捕獲講習会受講者への箱罠の貸出。 ・新規の銃猟及びわな免許取得希望者への補助金交付。 	・猟友会員の高齢化による、将来の 捕獲の担い手不足。・加害鳥獣の全体数の把握。・捕獲した大型獣の処理について、 可能であれば、ジビエとしての活用を検討する。	`
防護柵の 設置等に 関する取 組	・令和2~3年度に侵入防止柵を設置し、継続して管理を実施。・個別の農地への電気柵設置の推進及び補助。	・人口減少や高齢化に伴い侵入防止柵の設置や管理が困難となっている。	

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 - 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・ 追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・協議会の機能を強化し、被害の実態・生息情報等の収集と集約化された情報の共有化や 捕獲機材の充実により、駆除を主体に被害の低減を図る。
- ・有害鳥獣の活動エリアが広域となるため周辺市町村との広域捕獲体制整備に積極的に協力する。
- ・恒常的な鳥獣被害により山間部の農業者の営農意欲の低下、耕作放棄地の増加につながっているため、地元住民と地域ぐるみでの防除体制を構築する。
- ・ワナの見回りの軽減化するため ICT 機器の導入について講ずる。
- (注) 被害の状況、従前講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・鳥獣被害対策を効率的に推進するため、東御市鳥獣被害対策実施隊を設置する。
- ・協議会が猟友会の規定に基づき猟友会員の中から選定したものを、東御市長が鳥獣被害 対策実施隊員に任命し対象鳥獣捕獲員として捕獲活動に従事する。
- ・捕獲活動は対象鳥獣捕獲員の代表である猟友会長が指揮し、市内各支部の支部長が具体 的な方法・役割などを従事者に指導して行う。
- ・ハクビシン及びカラスの捕獲について、上記に加え個人及び農業者団体による捕獲体制 を整備し捕獲及び補助を強化する。
- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥 獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 - 2 対象鳥獣捕獲員の指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、 そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年度 ~ 令和8年度	イ ノ シ シ ニホンジカ カ ラ ス ハクビシン カワウ アオサギ	・わなや捕獲檻の購入及び設置・有害鳥獣捕獲に従事することを要件とした、狩猟免許取得の補助・協議会からの捕獲機材(箱罠)の貸付・地域一体となった捕獲体制の整備

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

- ・これまでの捕獲実績・被害状況を参考に、関係機関等からの生息情報などを勘案して 捕獲数を決定する。なお、ニホンジカ、イノシシとも、長野県特定鳥獣保護管理計画の もと、捕獲を実施する。
- (注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕	獲 計 画 数	等
N	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	40 頭	40 頭	40 頭
ニホンジカ	200 頭	200 頭	200 頭
ハクビシン	20 頭	20 頭	20 頭
カラス	800 羽	图 33	800 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

- ・捕獲手段は、銃器、艦、箱ワナ及びくくりワナとする。また、捕獲時期は通年とし、捕獲場所は市内全域とする。ただし銃器による捕獲は、法令上可能な期間、時間及び範囲に限るものとする。
- ・共通する山域を有する市町村とは広域捕獲を実施する
- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 - 2 捕獲等の実施予定場所を記入した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- ・対象鳥獣の巻猟、止め刺し及び緊急時に、確実な捕獲と実施隊員の安全を保つ ため、場所、時期に配慮したうえで、ライフル銃による捕獲を実施する。
- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該 鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入す る。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
	ニホンジカ
東御市内全域	カワウ
	アオサギ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、 捕獲許可権限を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業等に係る被害 の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 - 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全て の市町村名を記入する。

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整	備	計	画
对 家 局 訊	令和6年度	令和 ′	7年度	令和8年度

イノシシ			
ニホンジカ	_	_	_

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 - 2 侵入防止柵の設置予定場所を記入した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年度	イ ノ シ シ ニホンジカ	・啓発活動を行い、地域住民の自衛意識の高揚を
~	ハクビシン	図り、地域住民が主体的に防除・駆除対策を推
令和8年度	カラス	進する。

⁽注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

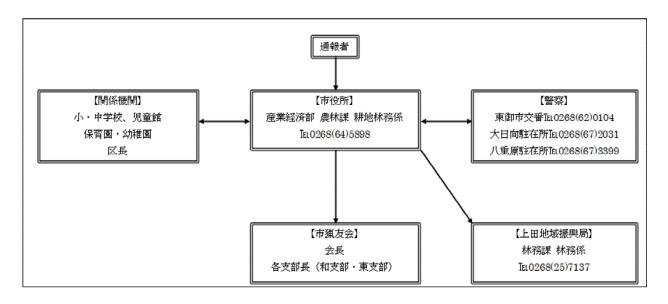
5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れが ある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
長野県警察本部 上田警察署	・地域住民の安全確保 ・緊急避難等の措置(命令)
東御市	・目撃・被害に関する情報収集・地域住民に対する情報伝達及び注意喚起・関係機関への連絡及び捕獲許可申請・被害防除対策の実施及び捕獲作業の指揮・実行・緊急捕獲許可の執行及び緊急避難等の連絡調整・経過報告と事後検証
東御市猟友会	・被害防除対策への情報提供及び技術的指導
NPO 法人ピッキオ 〔クマ対策員〕	・捕獲・放獣作業への協力支援並びに従事
長野県上田地域振興局	・被害防除対策の協力支援 ・捕獲作業への実行指導及び必要に応じて捕獲許可
環境省 信越自然環境事務所	・野生鳥獣の生態等に関する情報提供及び助言
信州うえだ農業協同組合	・被害状況の情報提供
佐久浅間農業協同組合	次百小んパン用来近岸
東信森林管理署	・放獣場所等の協議及び情報提供
信州上小森林組合	· 以称勿[] 等 (7) 励

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

/ - / mm um = / 15/4 / O 1 //		
協議会の名称	東御市	5有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称		役 割
東御市		・事務局を担当し、構成機関との連絡調整を行う。
東御市猟友会		・捕獲全般を行うほか、情報提供や被害防除に必要な対策を提言する。
東御市農業委員会 信州うえだ農業協同組合 佐久浅間農業協同組合 各果樹部会 長野県農業共済組合 上小漁業協同組合 浅間高原カントリー倶楽部 その他利害関係団体 鳥獣保護に関する学識経験者 長野県上田地域振興局		・専門的立場からの情報提供、被害の報告、指導を行う。また、猟友会と連携・協力し、対象鳥獣の捕獲を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄に は、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

環境省信越自然環境事務所 野生鳥獣被害対策支援チーム 長野県林業総合センター 長野県環境保全研究所 長野県畜産試験場

上小地区野生鳥獣被害対策チーム

- ・野生鳥獣被害対策に関する窓口として相談を受け、他 団体と連携して総合的な被害防除の支援にあたる。
- ・専門的立場からの情報提供、講師としての指導を行う。
- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・平成24年3月23日に東御農林課内に職員6名による鳥獣被害対策実施隊を設置。
- ・令和2年4月1日に東御市長が東御市猟友会員46名を実施隊員に任命し、対象鳥獣捕獲員として捕獲活動等に従事する体制とした。
- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するともに、 実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・今後、より一層農林業関連団体等が連携できる体制の整備を行う。
- (注) その他被害防止対策の実施体制に関する事項について記載する。

7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・自家消費及び埋設。
- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

- ・捕獲獣肉の有効利用を図るため、今後、加工利用について検討する。
- (注) 捕獲した鳥獣の食品としての利用等に係る基本的な考え方や利用に必要な施設整備計画、年間処理 計画頭数、流通・販売方針、推進体制について記入する。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・銃猟者の確保及び技術向上を図るために必要な菅平射撃場の維持に対する支援
- ・上小猟友会が管理する菅平射撃場に対して支援することで、猟銃を取扱う上小地域内の鳥獣 捕獲者の確保と育成強化を図り、野生鳥獣被害の軽減を図る。
- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。